

第110期定時株主総会資料 (交付書面に記載しない事項)

会計監査人の状況
会社の体制および方針
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

株式会社大和

電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第14条の規定に基づき、株主様に書面で交付していない事項を本資料に記載しています。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

25百万円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の上記①および②の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積算出根拠等が適切であると判断し、これに同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

会社の体制および方針

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

- ① 代表取締役、本部長、内部監査室長、常勤監査等委員に加え各店運営責任者（店長）等が参画する「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会活動を中核に、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとります。
- ② 内部統制システムの一環として、独立機関として監査等委員会を設置しており、企業倫理と法令遵守、企業の健全性に軸足を置いた業務監査を実施します。
- ③ 内部監査部門として内部監査室を設置しており、当社および企業グループの日常業務・運営の内部監査を行い、その業務プロセスの適正性、有効性を検証し、重要な事項については、取締役会、監査等委員会等へ適切に報告する体制をとります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保存・管理します。
- ② 個人情報の管理については「個人情報保護管理規程」および関連規準・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底、シュレッダーの配備実施等保護施策に取組みます。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、代表取締役、本部長、常勤監査等委員、各店運営責任者（店長）が一堂に会する店長会議において審議、管理します。
- ② 緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として年5回以上開催し、経営全般に係る意思決定を行います。
- ② 代表取締役、本部長、常勤監査等委員による経営会議は、経営課題を見極め取締役会に付議される案件の検討等経営に関わる事項について協議します。
- ③ 店長会議を原則毎月開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取組みについて決定します。

- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づく内部統制の整備、運用の体制および評価に関する基本方針を定め、適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は適宜改善を行います。
- (6) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業グループ全体での一体的な企業統治を図るため、本社経営戦略本部において経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役による会議を定期的で開催し、業績や財務状況について子会社取締役から報告を受け、グループ各社の経営状況やリスクを掌握の上、必要な場合は支援、助言を実施します。
 - ② 子会社取締役会において重要な事項の意思決定を諮ることとし、本部長、経営企画部長が出席することにより、企業グループ全体の経営執行を把握できる体制をとります。
 - ③ 企業グループ全体の内部統制を徹底するため、グループ各社の内部統制システム構築に努めます。
- (7) 監査等委員会を補助する使用人体制とその独立性ならびに当該使用人に関する実効性の確保に関する体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとし、その従業員の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ決定します。
 - ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合、他部署の業務と同等以上に監査等委員会に係る業務に従事するものとします。
- (8) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役・監査役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制および報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員には取締役会および重要な会議に出席を依頼するほか、必要に応じて担当部門およびグループ各社の取締役・監査役・使用人等から報告・説明等を行います。
 - ② 「公益通報者保護法に関する社内規程」を企業グループ全体に適用し、取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役・使用人等は、重大な法令違反、定款違反、企業集団に著しい損害を及ぼす事実や不正な行為を発見した場合、すみやかに監査等委員会にその事実を報告します。また、監査等委員会へ当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とし、不利益な取り扱いをすることを禁止するものとします。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、必要に応じ担当部門に協力を要請することができるものとし、会計監査人に対しては会計監査への臨席検証および税務相談等、助言を求めます。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
監査等委員がその職務を執行する上で、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門で審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとします。
- (11) 反社会的な勢力等との関係断絶に係る体制
反社会的勢力や反社会的勢力等と関係のある取引先・団体とはいかなる取引も一切行わないこととし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力等からの接触や要求に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じないこととします。また「大和コンプライアンスマニュアル」で反社会的な勢力等との関係断絶について明文化の上、社内周知を徹底し、必要に応じて外部の専門家に相談できる体制をとります。

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を定期的開催し、法令および取締役会規程で定められた重要な項目について審議・決定・報告いたしました。また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、戦略会議等を定期的開催し、取締役会に付議する重要な事項やこれに準ずる経営的な課題について論議してまいりました。また、毎月1回、店長会議を開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取組みについて協議してまいりました。加えて企業グループ全体においては、子会社取締役会を定期的開催し、重要な事項を決定の上、本社経営戦略本部と子会社取締役による会議を毎月1回開催し、グループ各社の経営状況やリスク等について論議してまいりました。また、取締役の職務の執行に係る文書等につきましては適切に保存をいたしております。

(2) コンプライアンス

「大和コンプライアンスマニュアル」等社内規程を基本として、代表取締役を中心に法令遵守について意識向上に努めてまいりました。個人情報保護管理については、「個人情報保護管理規程」および関連規程・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取り扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底の上、定期的な監査および自己点検を実施いたしました。「表示」や「安全衛生」については、全社的に第三者機関の現状調査による指導および研修を定期的開催いたしておりますが、特に、表示についての対応を周知徹底いたしました。また、情報システムの規定と運用の見直しを図り、リスク回避に努めてまいりました。カスタマーハラスメントに係る基本方針および対応マニュアルについては、管理者向け研修を行い、従業員への周知に努めてまいりました。公正取引については、取適法の施行に伴い、マニュアル等の作成・周知をいたしました。具体的な課題等については、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、課題を論議し、改善を図ってまいりました。

(3) リスク管理

社内規程に則り、企業グループ全体のリスク管理に努めてまいりました。今期は、情報システムの管理・運用について、より実効的な対応の向上を図り、リテラシーの向上に努めてまいりました。売掛債権の管理・運用につきましては、四半期ごとの残高確認会議を通じ、実効性のあるリスク管理対策の策定と実施に努めてまいりました。

(4) 内部監査の実施

定期的な内部監査を大和本社、各店および企業グループ各社に対し実施いたしました。特に、今回はITに係るリスク管理を中心に監査を実施し、代表取締役・監査等委員会に必要に応じて報告を行ってまいりました。また、改善すべき事項につきましては、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導を行ってまいりました。

(5) 財務報告に係る内部統制

内部統制報告制度の基本方針をふまえ、「2025年度内部統制報告制度評価計画」を作成し、関連する内部統制の整備状況および運用状況の評価をいたしました。特に、「全社レベル」、「決算・財務報告プロセス」、「事業目的に関わる重要な業務プロセス」、「IT」に関する重要な内部統制の評価を実施いたしました。企業グループにあっては、グループ各社の全社的な内部統制を評価してまいりました。評価結果につきましては、代表取締役、監査等委員会に必要に応じて報告の上、改善すべき事項は、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導してまいりました。また、会計監査人による内部統制監査と連動の上、適宜情報交換し、双方の監査の精度・品質の向上に努めてまいりました。

(6) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」「監査等委員会規則」の下、2025年度監査等委員会監査方針を策定、監査等計画に沿って監査および監督を実施してまいりました。監査等委員会については定期的に開催し、審議すべき事項について、論議・決定等してまいりました。また、監査等委員会は内部監査室等と連動し定期的に監査を実施し、必要がある場合は、担当部門およびグループ各社担当者に要請し報告を受け、説明を求めました。常勤監査等委員においては、重要な会議に出席の上、監査等委員会において情報の共有に努めてまいりました。会計監査人とは定期的に課題について論議し、情報交換に努めてまいりました。

○剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開などを総合的に判断し、配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度においては、今後の財務状況等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

今後は、安定的な収益基盤を確立の上、利益剰余金の積み上げに取り組んでまいります。

株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計			
2025年3月1日 残高	100,000	1,151,981	443,456	1,595,438	1,082,044	1,082,044	1,082,044	△595,540	2,181,942
事業年度中の変動額									
当期純損失				-	△1,173,325	△1,173,325	△1,173,325		△1,173,325
自己株式の取得				-			-	△178	△178
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)				-			-		-
事業年度中の変動額計	-	-	-	-	△1,173,325	△1,173,325	△1,173,325	△178	△1,173,503
2026年2月28日 残高	100,000	1,151,981	443,456	1,595,438	△91,281	△91,281	△91,281	△595,718	1,008,438

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年3月1日 残高	1,373,424	1,373,424	3,555,367
事業年度中の変動額			
当期純損失			△1,173,325
自己株式の取得			△178
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	1,294,941	1,294,941	1,294,941
事業年度中の変動額計	1,294,941	1,294,941	121,437
2026年2月28日 残高	2,668,365	2,668,365	3,676,804

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券	子会社株式および関連会社株式 その他有価証券	市場価格のない株式等 以外のもの 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 時価法（評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定） 移動平均法による原価法
②棚卸資産	商品 貯蔵品	売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定） 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定）	（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている）
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。また、数理計算上の差異は発生翌事業年度に一括して費用処理している。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

④商品券回収損失引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上している。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上している。

⑥債務保証損失引当金

関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

(4) 収益および費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

商品の販売に係る収益認識

当社の顧客からとの契約から生じる収益は、百貨店業を主たる事業としており、商品の引渡時点において総額で収益（売上高）を計上している。なお、消化仕入等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益（営業収入）を計上している。

また、当社は、会員顧客向けのポイント制度を採用しており、商品の購入に応じて付与するポイントは、将来当社における商品購入時に利用することができるため、付与したポイントを履行義務として識別し、契約負債に計上している。取引価格は、ポイントの利用および失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分している。ポイントの履行義務に配分された取引価格は「契約負債」として計上し、ポイントの利用および失効に従い収益を認識している。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期の内に受領し、重要な金融要素は含んでいない。

2. 会計方針の変更

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）および「税効果会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用している。なお、これによる財務諸表への影響はない。

3. 重要な会計上の見積り

①関係会社への投資の評価

- ・当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金	1,248,000千円
債務保証損失引当金	818,900千円
関係会社事業損失引当金	281,220千円

- ・識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社金沢ニューグランドホテルは債務超過の状態にあることから、同社に対する貸付金に対し全額貸倒引当金を計上し、同社に対する当社の債務保証の全額について債務保証損失引当金を計上し、かつ当該債務超過の金額が債権額及び保証額を超える部分については、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上している。

②繰延税金資産の回収可能性

- ・当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	498,193千円（繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を記載している）
--------	--

(1) 算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っている。

(2) 主要な仮定

将来の需要予測や市場動向などによって影響を受ける可能性がある。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、実際に発生する課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に影響を与える可能性がある。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	5,098,904千円
	土地	5,871,579千円
	投資有価証券	3,571,277千円
	計	14,541,760千円
②担保に係る債務	短期借入金	4,259,299千円
	長期借入金	962,108千円
	計	5,221,407千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,318,108千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

(3) 保証債務

①他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っている。	
株式会社金沢ニューグランドホテル	818,900千円
②他の会社の前受業務保証金供託受託会社に対し、連帯保証を行っている。	
株式会社大和カーネーションサークル	3,305,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	9,599千円
長期金銭債権	1,248,000千円
短期金銭債務	7,407,820千円

(5) 取締役に対する金銭債権

金銭債権	298千円
------	-------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,737千円
営業費用	1,284,508千円
営業取引以外の取引による取引高	195,799千円

(2) 関係会社事業損失引当金繰入額の計上

当事業年度において、当社が計上した関係会社事業損失引当金繰入額1,628,109千円は、当社の連結子会社である株式会社金沢ニューグランドホテルに係るものであり、関係会社事業損失引当金繰入額の内訳は以下の通りである。

貸倒引当金繰入額	527,989千円
債務保証損失引当金繰入額	818,900千円
関係会社事業損失引当金繰入額	281,220千円
計	1,628,109千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	394,692株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	36,550千円
退職給付引当金	330,602千円
貸倒引当金	1,806,146千円
減損損失	184,126千円
関係会社事業損失引当金	386,142千円
繰越欠損金	142,768千円
商品券回収損失引当金	69,305千円
その他	403,172千円
繰延税金資産小計	3,358,813千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△142,768千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,717,851千円
評価性引当額	△2,860,619千円
繰延税金資産合計	498,193千円

繰延税金負債	
資産除去債務	△10,059千円
その他有価証券評価差額金	△1,431,032千円
合併による土地評価差額	△571,949千円
繰延税金負債合計	△2,013,041千円
繰延税金負債の純額	△1,514,847千円

(2)決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が34.3%から35.1%に変更となる。

なお、変更により当事業年度の固定負債の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が38,507千円増加し、その他有価証券評価差額金が32,616千円減少、法人税等調整額が5,891千円増加する。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)大和カーネーションサークル	所有 直接 100.0%	資金貸借取引 役務の受入 役員の兼任	資金の預り	4,595,104	預り金	7,361,111
				利息の支払 (注1)	132,403		
				連帯保証 (注2)	3,305,000		
子会社	(株)金沢ニューグランドホテル	所有 直接 50.5%	資金貸借取引 債務保証 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	1,248,000
				利息の受取 (注3)	7,562		
				銀行借入に対する債務保証 (注4)	818,900	貸倒引当金	1,248,000
関連会社	(株)プロパティマネジメント片町	所有 直接 33.3%	賃貸取引 役員の兼任	建物の賃貸 (注5)	32,750	前受金	3,025

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) ㈱大和カーネーションサークルに対する利息の支払については、市場金利を考慮し、双方協議の上決定している。
- (注2) ㈱大和カーネーションサークルへの連帯保証は、友の会会員積立預り金残高に対する保全措置に対して行ったものである。
- (注3) ㈱金沢ニューグランドホテルに対する貸付については、市場金利を考慮し、双方協議の上決定している。
- (注4) ㈱金沢ニューグランドホテルに対する債務保証は、金融機関に対して行っており、保証料は受領していない。
- (注5) ㈱プロパティマネジメント片町に対する建物の賃貸料については、双方協議の上、決定している。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

当社は、賃貸用店舗および事業用資産の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上している。

(2) 資産除去債務の見積りに関する前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は60年、割引率は2.2%を採用している。

(3) 資産除去債務の期中における増減内容

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次の通りである。

期首残高	151,952千円
時の経過による調整額	3,342千円
当事業年度末残高	155,295千円

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	655円55銭
1株当たり当期純損失	△209円19銭

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年3月1日 残高	100,000	1,595,438	1,923,053	△595,540	3,022,951
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属 する当期純損失			△1,132,498		△1,132,498
土地再評価差額金 取 崩 額			834,402		834,402
自己株式の取得				△178	△178
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	－	－	△298,096	△178	△298,274
2026年2月28日 残高	100,000	1,595,438	1,624,956	△595,718	2,724,676

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 係 数 累 計 額 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
2025年3月1日 残高	1,373,320	871,201	62,283	2,306,805	5,329,756
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属 する当期純損失					△1,132,498
土地再評価差額金 取 崩 額		△834,402		△834,402	－
自己株式の取得					△178
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	1,294,965	△17,634	△38,179	1,239,151	1,239,151
連結会計年度中の 変動額合計	1,294,965	△852,036	△38,179	404,749	106,475
2026年2月28日 残高	2,668,286	19,164	24,104	2,711,555	5,436,232

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称 (株)大和印刷社、(株)勁草書房、(株)レストランダイワ、
(株)大和カーネーションサークル、(株)金沢ニューグランドホテル、
大和マネージメントサービス(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数および名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)プロパティマネジメント片町

②議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社のうち、関連会社としなかった会社の名称等

主要な会社等の名称 総曲輪シテイ(株)、金沢都市開発(株)、オタヤ開発(株)

関連会社としなかった理由 出資目的および取引の状況などの実態から、財務および営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社には含めていない。

(3) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準および評価方法

有価証券	その他有価証券	市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
------	---------	---------------------	--

棚卸資産	商品	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
		主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）	

その他	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-----	---

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 主として定額法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている）

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

商品券等回収損失引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上している。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用および数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理している。また、数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括して費用処理している。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

子会社における簡便法の適用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

⑤収益および費用の計上基準

当社企業グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

商品の販売に係る収益認識

当社企業グループの顧客との契約から生じる収益は、百貨店業を主たる事業としており、商品の引渡時点において総額で収益（売上高）を計上している。なお、消化仕入等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益（営業収入）を計上している。また、当社は、会員顧客向けのポイント制度を採用しており、商品の購入に応じて付与するポイントは、将来当社における商品購入時に利用することができるため、付与したポイントを履行義務として識別し、契約負債に計上している。取引価格は、ポイントの利用および失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分している。ポイントの履行義務に配分された取引価格は「契約負債」として計上し、ポイントの利用および失効に従い収益を認識している。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期の内に受領し、重要な金融要素は含んでいない。

2. 会計方針の変更

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）および「税効果会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用している。なお、これによる連結財務諸表への影響はない。

3. 重要な会計上の見積り

①固定資産の減損

- ・当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
減損損失 1,967,060千円

(1)算出方法

当社企業グループの株式会社金沢ニューグランドホテルは継続してホテル業に係る営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否の検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ることから、回収が見込めない部分について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方をもって算出しており、使用価値は割引前将来キャッシュ・フローを見積り、正味売却価額は不動産鑑定評価を利用して算定している。

(2)主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる経営計画の主要な仮定は、客室稼働率および客単価の変動とそれに伴うレストラン部門売上高の増減である。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の経済情勢や金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の固定資産の減損損失に影響を与える可能性がある。

②繰延税金資産の回収可能性

- ・当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 611,866千円（繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を記載している）

(1)算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っている。

(2)主要な仮定

将来の需要予測や市場動向などによって影響を受ける可能性がある。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、実際に発生する課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に影響を与える可能性がある。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産	建物および構築物	5,524,687千円
	土地	6,560,838千円
	投資有価証券	3,571,277千円
	計	15,656,803千円
②担保に係る債務	短期借入金	5,478,199千円
	長期借入金	1,392,040千円
	計	6,870,239千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 20,731,726千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれている。

(3) 土地の再評価

連結子会社1社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第四号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日

2002年2月28日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

－千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

当連結会計年度において、当社企業グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類
石川県金沢市	事業用資産	土地、建物その他

(注1) 当社企業グループでは、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしている。

(注2) 当該資産グループは事業環境等の変化により、収益性の低下が認められたため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上した。

(注3) 減損損失の内訳は、建物738,218千円、土地1,195,099千円、その他33,741千円である。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価を利用して算出した評価額から仲介手数料等見込額を控除して算定している。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

6,003,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）である。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内のルールに沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	4,834,869	4,834,869	—
(2)諸保証金 貸倒引当金	5,493,278 △3,385,000		
	2,108,278	1,529,330	△578,948
(3)長期借入金（1年以内返済予定を含む）	2,854,415	2,839,873	△14,541

（注1）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「諸預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

（注2）市場価格のない株式等は、上記には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は634,269千円である。

（注3）その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は3,060千円であり、売却益の合計額は2,287千円である。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,834,869	－	－	4,834,869

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
諸保証金	－	－	1,529,330	1,529,330
長期借入金	－	2,839,873	－	2,839,873

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

諸保証金

諸保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた、現在価値により算定している観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、石川県その他の地域において、賃貸等の用に供している不動産（土地を含む）を有している。なお、当該賃貸用不動産の一部については、当社および一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	1,144,454	931,502
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	5,080,314	6,867,515

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」、路線価による相続税評価額および固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

当社企業グループは、賃貸用店舗および事業用資産の一部について土地または建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上している。

(2) 資産除去債務の見積りに関する前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得時から55年から60年、割引率は2.2%を採用している。

(3) 資産除去債務の期中における増減内容

当連結会計年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

期首残高	158,308千円
時の経過による調整額	3,482千円
当連結会計年度末残高	161,790千円

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)	合 計
	百貨店業	ホテル業	出版業	人材サービス業	印刷業	計		
顧客との契約から生じる収益	13,448,432	1,236,696	764,636	322,978	398,233	16,170,977	345,457	16,516,435
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,746	83,959	-	259,290	187,080	533,076	-	533,076
外部顧客への売上高	13,445,686	1,152,737	764,636	63,687	211,152	15,637,901	345,457	15,983,358

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食業他を行っている。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益および費用の計上基準」に記載の通りである。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

969円25銭

1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失

△201円91銭